



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

神奈川県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご利用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2022年4月28日現在）

給付金等

一世帯当たり

10万円

感染の影響で減収

休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった

平均賃金の

80%補償

業務や通勤などで発症

感染の影響で無給や減給

家賃が払えない

小学校が休業

貸付等

一時的な資金が必要

最大

20万円

生活資金に不安

生活の立て直しが必要

単身世帯

複数世帯

月15万円以内 月20万円以内

猶予

納税が厳しい

国民年金保険料が払えない

水道料金の支払いが厳しい

詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」

神奈川県 コロナ 総合情報

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

一部のIP電話など
上記番号に繋がらない場合

045-285-0536

平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら 4【その他】を選択してください。

給付金等

感染の影響で減収	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償
感染の影響で無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給
家賃が払えない	住居確保給付金の支給
小学校が休業	小学校休業等対応助成金(特別相談)

一世帯当たり 10万円	世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯と、令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯は、給付金を受け取れる場合があります。 *申請受付は令和4年9月末まで
休業前賃金の 80% (1日当たり支給額上限11,000円)	休業させられた中小企業の労働者及び大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、休業支援金・給付金を支給します。
平均賃金の 80% 補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 労災保険給付の対象 となります。
	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。
	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 *令和4年6月末までの間、支給がいったん終了した方に対して3か月間の再支給が可能
	小学校等の臨時休業等に伴い、保護者となる労働者に有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた 事業主への助成金 です。「事業主に助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談を受け付けています。

各市町村
厚生労働省・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120(221)276
各労働基準監督署
各市町村
【市】各市の自立相談支援機関 【町村】県の自立相談支援機関
神奈川労働局・特別相談窓口 ☎ 045(211)7380

貸付等

生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)
	総合支援資金(生活支援費) 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

【無利子貸付】 最大 20万円	据置期間:貸付日から1年以内 (令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年12月末まで据置期間を延長) *令和4年4月以降の申請分の据置期間は令和5年12月末まで 返済期間:2年以内
【無利子貸付】 单身世帯 月 15万円 以内 複数世帯 月 20万円 以内	据置期間:貸付日から1年以内 (令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年12月末まで据置期間を延長) *令和4年4月以降の申請分の据置期間は令和5年12月末まで 返済期間:10年以内
单身世帯 月 6万円 2人世帯 月 8万円 3人以上世帯 月 10万円	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯等は、支援金を受け取れる場合があります。 *申請受付は令和4年6月末まで

各市区町村社会福祉協議会 又は 厚生労働省・個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120(46)1999
各市役所(町村にお住まいの方は県生活支援課) 厚生労働省コールセンター ☎ 0120(46)8030

猶予

納税が厳しい	県税の納税の猶予
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除、納付の猶予
水道料金の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予

県税を納付できない事情のある方については、納税を猶予する制度があります。
失業などで一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合に、一定の要件で国民年金保険料の免除や納付の猶予が受けられます。
上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。

各県税事務所
各市町村
各水道局等